

遊漁のしおり

令和 6 年度版

山梨県漁業協同組合連合会

釣り人の皆さんへ

山梨県は富士五湖や富士川、相模川、多摩川など美しい水辺環境に恵まれています。これら豊かな自然環境の中での魚釣りは、健康的なレクリエーションとして多くの人に親しまれています。

川や湖にはたくさんの魚たちが生息していますが、河川や湖沼は海とは異なり小さい水域であるため、何のきまりもなく魚を取ったら、たちまち減ってしまいます。

このため、法律や規則などで、釣りをを行う場合に守らなければならないルールが決められています。このしおりでは、こうしたルールをできるだけ分かりやすく説明することに努めました。

釣り人の皆さんには、ルールとマナーを守ることを心がけて、釣りを楽しんでいただきたいと思います。

目 次

I	漁業制度・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	山梨県の漁場・・・・・・・・・・・・・・・・	3
III	遊漁の制限および禁止事項・・・・・・・・	4
IV	遊漁料と漁場監視員について・・・・・・・・	7
V	遊漁規則について・・・・・・・・	8
	遊漁の方法・・・・・・・・	9
	遊漁の制限など・・・・・・・・	12
	遊漁料金一覧・・・・・・・・	14
VI	河川釣り堀・・・・・・・・	16
VII	関連機関・・・・・・・・	17

I 漁業制度

釣りに関するルールは、様々な法律や規則などで決められています。主な法律や規則の概要は、次のとおりです。

1 漁業法と漁業権

漁業法は、漁業に関する基本的な制度を定めた法律です。この法律では、漁場（釣り場）を誰がどのように使うかを定め、漁場の総合的利用を図ることを目的としています。この法律により河川や湖沼での釣りも「遊漁」という漁業にあたるとされ、釣りに関する基本的なルールが決められています。

漁業法で規定される漁業権は、一定の水面において漁業を営む権利です。河川や湖沼の漁業権を免許された漁業協同組合（以下「漁協」という）には、魚の増殖が義務づけられます。

2 山梨県漁業調整規則

山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という）は、水産動物の保護培養、漁業取締り、その他漁業調整を図ることを目的とした県の規則です。漁業権の有無にかかわらず、県内の湖沼、河川、溜池などで、全ての人たちの水産動物の採捕（釣り、網、素手など全ての捕獲行為）に対し適用され、禁止漁法や禁止区域などについても定められています。

3 遊漁規則

遊漁規則は、漁協が管理する川や湖で釣りをする際に、守らなくてはならないことを定めた規則です。漁具漁法など遊漁の方法や、釣りをするときの制限事項、遊漁料金（釣り料金）について定めています。

各漁協の遊漁規則の内容については9ページ以降をご覧ください。

4 山梨県内水面漁場管理委員会指示

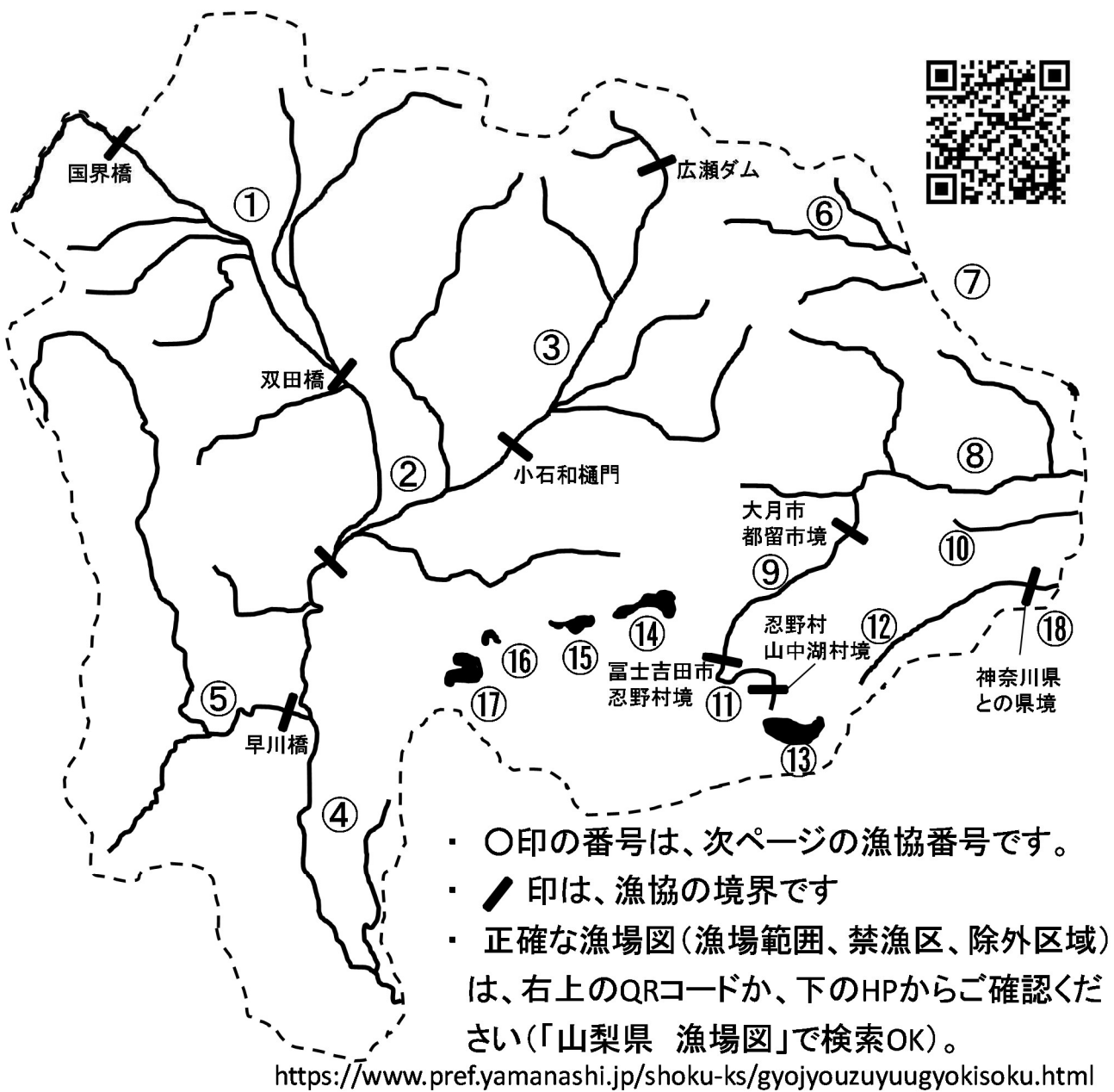
山梨県内水面漁場管理委員会は、県内の河川や湖沼での水産動物の採捕や増殖に関することを処理する県の行政委員会です。

山梨県内水面漁場管理委員会は、水産動物の採捕や増殖が適正に行われるため、関係者に対し採捕の制限、禁止、その他必要な指示をすることができます。これが、山梨県内水面漁場管理委員会指示（以下「委員会指示」という）です。

Ⅱ 山梨県の漁場

山梨県の河川と湖沼には 18 の漁業権が設定され、17 漁協と1 漁連に漁業権が免許されています。漁場の範囲、漁業権が免許された漁協、各漁協の漁業権魚種は次のとおりです。

1 漁場図



2 漁協と漁業権魚種

No.	漁協名	漁業権魚種
1	峡北	あゆ、あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい
2	山梨中央	あゆ、あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい、ふな
3	峡東	あゆ、あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい
4	富士川	あゆ、あまご、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい
5	早川	あまご、にじます、いわな、うぐい
6	丹波川	あゆ、やまめ、にじます、いわな、うぐい
7	小菅村	やまめ、にじます、いわな、うぐい
8	桂川	あゆ、やまめ、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、わかさぎ
9	都留	あゆ、やまめ、にじます、いわな、うぐい
10	秋山	あゆ、やまめ、にじます、いわな、うぐい
11	忍草	やまめ、にじます、いわな、ぶらうんます
12	道志村	あゆ、やまめ、にじます、いわな、うなぎ、うぐい
13	山中湖	わかさぎ、ふな、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ、おおくちばす
14	河口湖	わかさぎ、ふな、こい、うなぎ、おいかわ、おおくちばす
15	西湖	わかさぎ、ふな、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ、おおくちばす、ひめます
16	精進湖	わかさぎ、ふな、こい、うなぎ、おいかわ
17	本栖湖	こい、うなぎ、おいかわ、ひめます、にじます
18	道志村・相模川漁連	あゆ、やまめ、にじます、いわな、うなぎ、うぐい

注) No.は前のページの○印の番号に対応しています。

Ⅲ 遊漁の制限および禁止事項

法律、調整規則、委員会指示などにより県下全域の川や湖における、釣りの制限や禁止事項が定められています。主な制限や禁止事項は次のとおりです。これらに違反した場合には、罰金や罰則が科される場合がありますので、十分ご注意願います。なお、この他に漁協の遊漁規則による、禁止事項があります（詳しくは、9ページ以降を参照してください）。

1-1 水産資源保護法（第5条、第6条）

爆発物又は有毒物を使用して、水産動植物を採捕することはできません。

1-2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

外来生物法で特定外来生物に指定されている魚類（6科、5属、21種、3交雑）については、生態系に与える影響が非常に大きいことから、飼育・養殖・運搬・販売・譲渡が原則禁止されています。県内で生息が確認されているオオクチバス、コクチバス、ブルーギルはこの特定外来生物に指定されているので、特に注意が必要です。この法律に違反した場合には、最高で3年の懲役、個人でも300万円の罰金が科せられます。オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの密放流は絶対にしないで下さい。

2 山梨県漁業調整規則

(1) 禁止期間（調整規則第20条）

下記に示した魚種は、禁止期間中に採捕することはできません。

魚種名	禁 止 期 間
あゆ	12月1日～翌年5月末日まで (富士川本流・支流は12月1日～翌年5月15日まで)
ます類（にじますを除く）	10月1日～翌年2月末日まで
うぐい	4月1日～4月30日まで

(2) 体長等の制限（調整規則第21条）

資源を保護するために、次表に示した全長以下の魚を採捕してはいけません。採捕した場合は直ちに放流してください。また、ます類の卵、及びかじかの卵を採ることも禁止されています。

魚種名	全 長
こ い	17cm以下
ふ な	10cm以下（富士五湖は5cm以下）
ます類	15cm以下
うなぎ	24cm以下

(3) 漁法の制限（調整規則第22条）

資源を保護するために、次に掲げる漁法により魚を採捕することは禁止されています。

- 1 瀬干（セボシ）漁法
- 2 瓶伏（ビンブセ）漁法（富士五湖を除く）
- 3 電流を通じてする漁法

- 4 毒もみ法
- 5 火光を利用する漁法
- 6 うばね（類似したものを含む）を利用する漁法
- 7 まき網漁法
- 8 潜水器具（簡易潜水器を含む）を使用する漁法
- 9 石打ち漁法（ハンマー打ち漁法を含む）
- 10 水中銃（もりを含む）を使用する漁法
- 11 人力以外の動力を使用してしじみを採る漁法

（4）禁止区域（調整規則第 25 条）

次表に掲げる区域で水産動物を採捕することは禁止されています。

河川名等	禁 漁 区 域
荒 川	甲府市平瀬町 甲斐市大字吉沢 桜橋標木から上流 (ただし、釣りによる採捕を除く)
隠 池	甲府市大津町笛吹川、荒川合流点標木から上流、隠池橋標木まで
桂 川	南都留郡忍野村大字忍草出口池から下流膳棚橋標木まで
発電所	水路取入口堰堤上下流とも各 270m。 (ただし、桂川においては 11 月 1 日から 7 月 31 日までの間)

3 山梨県内水面漁場管理委員会指示

（1）特定外来生物の持ち出しと再放流の禁止

（平成 22 年委員会指示第 1-1 号、平成 25 年委員会指示第 3 号）

河川や湖沼で、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルを採捕した場合は、これを生かしたまま持ち出すことと、生かしたまま元の場所に放流することは禁止されています。

ただし、オオクチバスの漁業権が設定されている山中湖、河口湖、西湖についてのみ、元の場所に放流することについては禁止されていません（生かしたままの持ち出しは禁止です）。

（2）イワナ、ヤマメ及びアマゴの放流の制限（令和 4 年委員会指示第 4 号）

山梨県内において、イワナ、ヤマメ及びアマゴ（卵、稚魚、成魚）を放流しようとする場合は、水系別の系統を保存するために山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受ける必要があります（再放流を除く）。ただし、漁業権を持つ組合が漁場に放流する場合を除きます。

(3) レイクトラウトの取り扱いの制限（令和5年委員会指示第5号）

山梨県内でレイクトラウト（卵、稚魚、成魚）の放流は禁止されています。また、山梨県内において、レイクトラウトを採捕した場合は、これを生かしたまま持ち出すことと、生かしたまま元の場所に放流することも禁止されています。

(4) ワカサギの採捕の禁止（令和5年委員会指示第1号）

河口湖から寺川及び奥川へ遡上したワカサギ及びその卵の採捕は禁止されています。

(5) 琴川ダム湖におけるコクチバスの釣り及び放流の禁止（令和5年委員会指示第2号）

琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）をねらった釣りは禁止されています。また、コクチバスが間違えて釣れた場合でも琴川ダム湖に再び放すことは禁止されています。

(6) コイの取扱の制限（令和5年委員会指示第3号）

山梨県内において、採捕したコイの持ち出しは禁止されています。ただし、コイのエラを除去した場合及び採捕した流域で食用に供する場合は規制されません。なお、山梨県内においては、コイヘルペスウイルス病に罹っていないコイしか放流はできません（再放流を除く）。

(7) ブラウントラウトの放流の禁止（令和5年委員会指示第4号）

山梨県内において、ブラウントラウト（卵、稚魚、成魚）の放流は禁止されています。ただし、漁業権を持つ組合が漁場に放流する場合を除きます。

Ⅳ 遊漁料と漁場監視員について

河川や湖沼で釣りをするには、漁協へ遊漁料を支払い、遊漁承認証（釣り券）を購入する必要があります。各漁協の遊漁料金については14・15ページを参照してください。

また、漁場監視員が巡回していますので、その指示に従って釣りをしてください。釣りをする場合には、魚が釣れていなくても遊漁料金を支払う義務があります。

1 遊漁料と遊漁承認証

各漁協では、稚魚や卵の放流、産卵場所の造成、釣り場の管理など、魚を増やすための増殖事業を行っています。増殖のための経費は、釣りをする組合員と釣り人が負担しなければなりません。このうち釣り人が負担するものを遊漁料と言います。遊漁料金を支払うと、遊漁承認

証（釣り券）が交付されますので、見えやすいところに付けて釣りを行ってください。

釣り券の販売場所は、各組合で指定した商店や組合員宅で、のぼり旗等で分かるようにしています。また、多くの組合でコンビニやオンラインでの販売も行っていますので、前売り券の購入をお願いします。現場売りでの購入も可能ですが、漁場監視に係る経費が加算されるため、前売りよりかなり高くなる場合があります。なお、遊漁承認証は他人に貸すことが禁止されています。

注）「前売り」とは、組合事務所又は組合の指定する場所において購入するものをいい、「現場売り」とは、釣りをしている現場において漁場監視員から購入するものをいいます。

2 漁場監視員

漁場監視員は漁協の組合長が任命し、県の講習会を受けて漁場の案内や釣りの指導等を行っています。遊漁承認証は漁場監視員の要求があればこれを提示し、漁場監視員の指示に従ってください。漁場監視員は各組合の腕章や帽子を着用していますので、指示があった場合にはこれに従って釣りを行ってください。

3 釣りをする場合の注意事項

釣りをを行う際は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とならないようにしてください。また、ゴミ、空き缶、ペットボトル等は必ず持ち帰るようにしてください。

V 遊漁規則について

河川や湖沼で釣りをする場合、漁協の定める遊漁規則に従ってください。遊漁規則に違反があったとき、漁協は直ちに釣りの中止を命じ、又はその人の釣りを拒絶する措置をとることができます。その場合、既に払った遊漁料の払い戻しはありません。なお、遊漁規則違反を繰り返すなど悪質な違反が認められた場合には、漁業権侵害や業務妨害での告訴や被害届が行われる場合もありますので、ご注意願います。

各漁協の遊漁規則に定められた遊漁の方法、制限事項などは次ページ以降に記したとおりです。遊漁規則の内容については変更になる場合がありますので、最新の規則は各漁協にお確かめください。

【参考ホームページ】

山梨県食糧花き水産課：



山梨県漁業協同組合連合会：



遊漁の方法等 その1

漁協	魚種	漁法	区域 ^{注1}	期間
峡北	あゆ	友釣	全域 ^{注2}	解禁日の4時～11/30
		さくり、ころがし		10/1～11/30
	いわな、あまご、にじます	竿釣		解禁日～9/30
	うなぎ	竿釣、置針		周年 (うぐいは4月を除く)
	おいかわ、こい うぐい	竿釣		
山梨中央	あゆ	友釣	全域 ^{注2}	解禁日の4時～11/30 ^{注3}
		さくり、ころがし		9/15～11/30 ^{注3}
	いわな、あまご にじます、うぐい	竿釣		3/1～9/30 ^{注3}
	うなぎ、ふな おいかわ、こい	竿釣、置針		周年 ^{注3} (うぐいは4月を除く)
	峡東	あゆ		友釣、ルアー釣
毛針、フライ、 テンカラ、ドブ釣 チョウチン釣			笛吹川(岩手橋から下流) 日川(矢作橋から下流) 重川(熊野橋から下流)	
さくり、ころがし			全域 ^{注2}	9/15の4時～11/30
いわな、あまご				3/1の4時～9/30
にじます		竿釣	冬季にじます釣場 (鵜飼橋～石和橋)	10/15～2/15
うぐい、おいかわ こい			全域 ^{注2}	周年 (うぐいは4月を除く)
うなぎ			竿釣、置針	
富士川	あゆ	友釣	全域	解禁日～11/30
		さくり、ころがし ルアー釣		10/1～11/30
	いわな、あまご	竿釣		解禁日～9/30
	うぐい、にじます	周年 (うぐいは4月を除く)		
	うなぎ、こい おいかわ			竿釣、置針
早川	いわな、あまご にじます、うぐい	竿釣	全域 ^{注2} (C&R区域・禁漁区域・ 河川釣堀の区域を除く)	3/15～9/30 (うぐいは4月を除く)
		疑似餌釣 (C&Rに限る)	C&R区域 (北沢、小仙丈沢、大仙丈 沢、奥仙丈沢、中白根 沢、中白根沢合流より上 流の早川本流及び前白根 沢を除く支流)	3/15～9/15 (うぐいは4月を除く)

注1) 区域は、各漁協の漁場区域で、ダム貯水池等で漁業権が設定されていない場所は除く。

注2) 全域とは、各漁協の漁場区域の全域をいうが、別途「遊漁の制限など(12、13ページ)」
に記載した禁漁区域及び「河川釣堀(16ページ)」の区域は除く。

注3) 日の出1時間前～日没1時間後まで

遊漁の方法等 その2

漁協	魚種	漁法	区域 ^{注1}	期間
丹波川	あゆ	友釣	全域 ^{注2}	解禁日～9/30 (うぐいは4月を除く)
	いwana、やまめにじます、うぐい	竿釣		
小菅村	いwana、やまめ うぐい	竿釣	全域 ^{注2} (C&R区域、禁漁区域、河川釣り堀区域を除く)	解禁日～9/30 (うぐいは4月を除く)
	にじます		冬季ニジマス釣り場 (村営第1 釣場上流端から上流の堰堤(小菅村4,659番地先)までの小菅川)	10/1～解禁日
	いwana、やまめ にじます、うぐい	疑似餌釣 (C&Rに限る)	C&R区域 (小菅村セト地内標柱から下流の金風呂橋までの小菅川)	解禁日～9/30 (うぐいは4月を除く)
桂川	あゆ	友釣	桂川本流及び支流の鶴川、葛野川、笹子川	解禁日の4時～11/30
		自由釣	下記を除く区域	9/1～11/30
			鶴川橋から上流の鏡渡橋までの鶴川	9/16～11/30
			桂川本流、笹子川、葛野川	
	いwana、やまめ にじます	餌釣、毛針、ルアー釣(アユルアーを除く)	全域 ^{注2}	解禁日午前5時～9/30
	うぐい おいかわ	餌釣		周年 (うぐいは4月を除く)
		毛針釣		9/1～12/31
	こい、ふな	餌釣		周年
	わかさぎ	餌釣、サビキ釣		
	うなぎ	竿釣、置針		
都留	あゆ	友釣	全域 ^{注2}	解禁日の4時～11/30
		自由釣		9/1～11/30
	いwana、やまめ にじます、うぐい	竿釣		解禁日午前5時～9/30 (うぐいは4、5月を除く)
秋山	あゆ	友釣	全域 ^{注2}	解禁日の4時～9/30 ^{注4}
		さくり、ころがし	秋山マス釣場から上流	8/26の4時～9/30 ^{注4}
	いwana、やまめ にじます	竿釣	全域 ^{注2}	解禁日の4時～9/30 ^{注4}
	うぐい			3/1の4時～9/30 (うぐいは4月を除く)

注1) 区域は、各漁協の漁場区域で、ダム貯水池等で漁業権が設定されていない場所は除く。

注2) 全域とは、各漁協の漁場区域の全域をいうが、別途「遊漁の制限など(12、13ページ)」に記載した禁漁区域及び「河川釣り堀(16ページ)」の区域は除く。

注4) 夜間は禁止。

遊漁の方法等 その3

漁協	魚種	漁法	区域 ^{注1}	期間
忍草	いわな、にじます やまめ、ぶらうん ます	竿釣	全域	3/15～9/30 ^{注3}
道志村	あゆ	友釣	全域 ^{注2}	解禁日～10/15
	いわな、やまめ にじます、うぐい	竿釣		3/1～9/30 (うぐいは4月を除く)
	うなぎ	置針		
山中湖	わかさぎ	竿釣	全域	周年(7、8月を除く。日 の出から日没まで)
	おいかわ、うなぎ こい、ふな、うぐ い、おおくちばす			周年 (日の出から日没まで)
河口湖	わかさぎ	竿釣 ^{注5}	全域 ^{注2}	1/1～5/15、10/1～ 12/31のうち漁協の提示 する期間 ^{注3}
	うなぎ、おいかわ こい、ふな、 おおくちばす			周年 ^{注3}
西湖	ひめます わかさぎ	竿釣 ^{注5}	全域 ^{注2}	3/1～5/31、 9/1～12/31 ^{注6}
	うなぎ、うぐい こい、ふな、 おおくちばす			3/1～12/31 ^{注6}
	おいかわ			6/15～12/31 ^{注6}
精進湖	うなぎ、わかさぎ おいかわ、こい ふな	竿釣、置針	全域	周年
本栖湖	ひめます	竿釣 ^{注5}	全域	3/25～4/25、10/25～ 11/25のうち漁協の公示 する期間
	うなぎ、にじます おいかわ、こい	竿釣 ^{注5}		周年
道志相模共同	あゆ	友釣	全域	解禁日～10/14
	いわな、やまめ にじます、うぐい	竿釣		3/1～9/30 (うぐいは4月を除く)
	うなぎ	置針		

注1) 区域は、各漁協の漁場区域で、ダム貯水池等で漁業権が設定されていない場所は除く。

注2) 全域とは、各漁協の漁場区域の全域をいうが、別途「遊漁の制限など(12、13ページ)」に記載した禁漁区域及び「河川釣堀(16ページ)」の区域は除く。

注3) 日の出1時間前～日没1時間後まで

注5) 漁法の制限があるので12ページ以降の「遊漁の制限」を参照すること。

注6) この期間のうち、漁協の提示する期間及び組合長が提示する時間

本表「遊漁の方法等」に加え、各漁協では、禁漁区域の設定や漁法・尾数・全長の制限等を行い、資源の有効利用に務めています。次ページ以降の「遊漁の制限など」を参照し、適切な利用を図ってください。

遊漁の制限など その1

	制限の種類	魚種	区域	期間	全長・尾数・漁法等 ^{注2}
峡北	禁漁区域	あまご いわな にじます	塩川ダム貯水池末端から釜瀬川では380m、本谷川では400m、出田川では110m下流までの区域	解禁日～9/30	
山梨中央	尾数制限	あまご いわな	全域 ^{注1}	周年	採捕は20尾/人・日まで
	禁漁区域	全魚種	甲府市小瀬スポーツ公園内の蛭沢川、昇仙峡仙娥滝から石門までの荒川、上芦沢水道取り入れから上流の亀沢川、平瀬取水口から万年橋下流50mまでの荒川	周年	
早川	禁漁区域	全魚種	前白根沢の本流及び支流	周年	
			下記のC&R区域	9/16～9/30	
	C&R区域		北沢、小仙丈沢、大仙丈沢、奥仙丈沢、中白根沢、中白根沢合流より上流の早川本流及び前白根沢を除く支流	3/15～9/15	疑似餌釣で釣った魚を直ちに放流するキャッチ アンドリリースに限る
	尾数制限		全域 ^{注1}	解禁中	採捕は20尾/人・日まで
丹波川	禁漁区域	全魚種	マリコ川	周年	
小菅村	C&R区域	全魚種	小菅村セト2120-4の標柱から金風呂橋までの小菅川	解禁日～9/30	疑似餌釣で釣った魚を直ちに放流するキャッチ アンドリリースに限る
	禁漁区域		宮川、山沢川、玉川	周年	
	尾数制限		小菅村橋立地区上流の第一堰堤から上流の小菅川本流及び支流	解禁中	採捕は5尾/人・日まで
桂川	禁漁区域	全魚種	桂川ホロジリ堰堤及び桂川駒橋発電所の上下270m	周年	
	漁法の制限	こい いわな やまめ にじます	全域 ^{注1}	解禁日午前5時～9/30	釣竿は3本以内/人 アユ用（アユ用のチラシ針やイカリ針を付けたアユを模したルアーの使用禁止）
都留	尾数制限	やまめ いわな にじます	全域 ^{注1}	解禁中	採捕は20尾/人・日まで
秋山	尾数制限	やまめ	全域 ^{注1}	解禁中	採捕は20尾/人・日まで
道志村	禁漁区域	全魚種	椿沢、室久保川、道坂川、御正体沢（坂の沢、桐久保沢）	周年	
	尾数制限	やまめ	全域 ^{注1}	解禁中	採捕は20尾/人・日まで
河口湖	全長制限	おおくちばす	全域 ^{注1}	周年	全長25cm未満の採捕禁止
		こい			全長18cm未満の採捕禁止

遊漁の制限など その2

	制限の種類	魚種	区域	期間	全長・尾数・漁法等 ^{注2}
河口湖	漁法の制限	全魚種	全域 ^{注1}	周年	釣竿は2本以内/人。わかさぎ以外の胴付仕掛け、こい・ふな以外の撒き餌、トロリング、ワーム類 ^{注3} の使用禁止
	禁漁区域	全魚種	寺屋敷前ワンドと久保井ワンドの標柱で示した区域	4/1～6/30	
			船津浜と浅川浜の標柱で示した区域	周年	
西湖	禁漁区域	わかさぎ ひめます	駒形浜から長崎の突端までの間	3/1～12/31	
			組合の指定した保護区域		
		全魚種	駒形の漁協人工河川左右25m、沖合30m	9/1～12/31 ^{注4}	
	漁法の制限	ひめます わかさぎ	全域 ^{注1}	解禁中 ^{注5}	ひめます釣りの竿は5本以内/人
		うなぎ うぐい こい、ふな		解禁中 ^{注5}	胴付仕掛け、撒餌の使用禁止
		おおくちばす		解禁中 ^{注5}	撒餌、餌釣（ムーチング）ワーム類 ^{注3} の使用禁止
		おいかわ		6/15～12/31 ^{注5}	撒餌の使用禁止
		ひめます		3/20～5/31	岸からの釣（岸に係留したボート釣を含む）の禁止
	尾数制限	ひめます		解禁中 ^{注5}	採捕は30尾/人・日まで
本栖湖	尾数制限	ひめます	全域 ^{注1}	解禁中 ^{注5}	採捕は30尾/人・日まで
		にじます			採捕は15尾/人・日まで
	漁法の制限	全魚種		5/1～6/30	餌釣の禁止
道志相模共同	尾数制限	やまめ	全域 ^{注1}	周年	釣竿は2本以内/人
道志相模共同	尾数制限	やまめ	全域 ^{注1}	解禁中	採捕は20尾/人・日まで

注1) 「全域」とは、各漁協の漁場区域の全域をいうが、禁漁区域及び河川釣堀の区域は除く。

注2) 全長制限については、漁業調整規則で県下全域、これ以下を採捕してはいけない大きさの制限がある（5ページ参照）。

注3) ワームとは、軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌のことをいう。ただし、スピナーベイト、ラバージグ、ポークリンド（天然素材のもの）は除く。

注4) 掲載された期間の中で、組合の提示する期間

注5) 解禁期間と時間は「遊漁の方法（11ページ）」を参照のこと

遊漁料金一覧 (単位：円)

漁協名	一日券							
	現場売り				前売り			
	アユ	アユ以外	全魚種	ヒメマス等	アユ	アユ以外	全魚種	ヒメマス等
峡北	3,000	2,000			2,000	1,000		
山梨中央	2,400	1,200			1,800	800		
峡東	2,400	3,000			1,800	1,000		
富士川		2,000	4,000			1,000	2,000	
早川		2,000				1,000		
丹波川	2,400	4,500			1,800	1,500		
小菅村		2,500				1,500		
桂川	3,500	1,500			2,500	1,000		
都留	2,400	2,300			1,800	1,500		
秋山	2,400	1,500			1,800	1,000		
忍草		1,600				1,000		
道志村	2,500	2,000			2,000	1,200		
山中湖			1,200				600	
河口湖			1,400				900	
西湖			1,200	2,200			700	1,700
精進湖			700				700	
本栖湖			1,000	3,150			800	3,150
道志村・ 相模漁連	2,400	2,000			1,800	1,000		
県下共通								

注1) 肢体不自由者・75歳以上：アユ年券6,000円 アユ以外年券4,000円

注2) 3級以上

注3) 70歳以上：年券3,000円・陣馬橋下市民いこいの釣場は無料

注4) 年間券は冬季ニジマス釣り場を除く。

注5) 肢体不自由者は漁場監視員、役員が認めたもの。高齢者優待券所有者は無料。

注6) 身体障害者第5級以上

年間券			割 引					
			小学生 以下	中学生 以下	高校生 以下	肢体不 自由者	女性	高齢者割引等
アユ	アユ以外	全魚種						
8,000	5,000		無料	無料		注1		注1
7,000	4,000	10,000	無料	無料		無料注2		注3
	5,000	8,000	無料	無料	無料			注4
	5,000	9,000	無料	無料	無料	半額注5		注5
	4,000		無料	無料		半額		
7,000	6,000		無料	無料		半額注6	半額	
	6,000		無料	無料		無料	半額	注4
10,000	5,000		無料	無料		注7	注7	注7
		9,000	無料	注8	注8	注8	注8	
7,000	4,000	8,000	無料	半額		半額	半額	
	6,000		無料	半額		半額	半額	70歳以上半額
8,000	6,000		無料	半額		半額	半額	
		7,500	無料	半額		半額	半額	70歳以上半額
		12,000	無料	半額		半額		
		7,000	無料	半額		無料	半額	注9
		6,000	無料	無料			500	注10
		8,400	無料	半額		半額		注11
7,000	5,000		無料	半額		半額		
28,000	25,000							注12

注7) 肢体不自由者・女性・80歳以上の年券：アユ5,000円、アユ以外2,500円

注8) 年券：中学生3,000円、高校生4,000円、肢体不自由者及び女性4,500円

注9) ヒメマス等は、ヒメマスとワカサギ。全魚種はヒメマスとワカサギを除く。

注10) 組合指定の放流事業協賛者100円引き

注11) ヒメマス等は、ヒメマス。全魚種はヒメマスを除く。

注12) 全魚種は西湖のヒメマス・ワカサギ、本栖湖のヒメマス、冬季ニジマス釣場を除く。

Ⅵ 河川釣り堀

釣 場 名 (名 称)	電 話	場 所 河川名	魚 種				釣 り 方			ホーム ページ QR コード
			に じ ま す	い わ な	や ま め	あ ま ご	餌 釣 り	ル ア ー	フ ラ イ	
上野原市営マス釣場	0554- 56-2320	上野原市 秋山川	○	○	○		○			
小菅フィッシングヴィレッジ (小菅村営第1釣場)	090- 4012-5951	小菅村 小菅川	○	○	○		○	○	○	
丹波山村 村営つり場 (丹波山村川つり場)	0428- 88-0800	丹波山村 丹波川	○		○		○			
平野田休養林キャンプ場 (上野原市特設釣場)	0554- 68-2931	上野原市 鶴 川	○	○	○		○			
川俣川溪流釣場	0551- 47-2856	北杜市 川俣川	○	○		○	○	○	○	
ベリーパーク in FISH ON! 鹿留 (鹿留川ふる里釣場)	0554- 43-0082	都留市 鹿留川	○	○	○		○	○	○	
道志川溪流フィッシング センター	0554- 52-2966	道志村 道志川	○		○		○	○	○	
早川リバーサイドパーク 「やまめぴあ」 (早川町営保川溪流釣堀場)	080- 3718-8086	早川町 保 川	○			○	○	○	○	
日川溪谷レジャーセンター (大蔵沢川溪流釣場)	0553- 48-2455	甲州市 大蔵沢川	○			○	○			
ウエストリバー・ オートキャンプ場 (御庵沢溪谷溪流釣場)	055- 285-6611	南アルプス 市 御庵沢川	○	○		○	○	○	○	
金の森山荘溪流釣り場 (真木川溪流釣場)	0554- 23-1021	大月市 真木川	○	○	○		○	○	○	
奈良子釣りセンター (奈良子川溪流釣場)	0554- 24-7636	大月市 小俣川	○	○	○		○	○	○	

注) 営業期間、営業時間、魚種・時間・漁法別の料金設定については、各釣り堀へお問い合わせください。

Ⅶ 関係機関

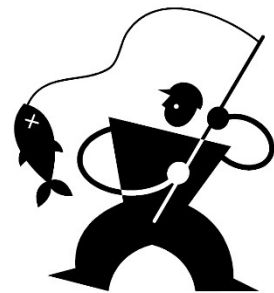
漁 協 関 係	所 在 地	TEL
峡 北 漁 協	韮崎市円野町下円井36-2	0551-27-2580
山梨中央漁 協	甲府市下飯田2-8-34	055-228-7004
峡 東 漁 協	山梨市正徳寺1920	0553-22-1023
富士川 漁 協	南巨摩郡身延町上八木沢521	0556-62-2000
早 川 漁 協	南巨摩郡早川町保509(商工会内)	0556-45-2302
丹波川 漁 協	北都留郡丹波山村2849(商工会内)	0428-88-0444
小菅村 漁 協	北都留郡小菅村4383-1(水の館内)	0428-87-0741
桂 川 漁 協	上野原市上野原2580	0554-63-0083
都 留 漁 協	南都留郡西桂町下暮地788	0555-25-2929
秋 山 漁 協	上野原市秋山6400	0554-20-5070
忍 草 漁 協	南都留郡忍野村忍草87(組合長宅)	0555-84-2390
道志村 漁 協	南都留郡道志村9237(漁協会館)	0554-52-2966
山中湖 漁 協	南都留郡山中湖村平野506-296	0555-62-2275
河口湖 漁 協	南都留郡富士河口湖町河口2985	0555-76-6869
西 湖 漁 協	南都留郡富士河口湖町西湖2243-1	0555-82-3456
精進湖 漁 協	南都留郡富士河口湖町精進550-11(組合長宅)	0555-87-2351
本栖湖 漁 協	南都留郡富士河口湖町本栖127(組合長宅)	0555-87-2032
山梨県養殖漁協	甲斐市牛匂518-1	055-277-7393
山 梨 県 漁 連	甲斐市牛匂518-1	055-277-7393

県 関 係	所 在 地	TEL
山梨県食糧花き水産課 (水産担当)	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1614
山梨県水産技術センター	甲斐市牛匂497	055-277-4758
同 忍野支所	南都留郡忍野村忍草3098-1	0555-84-2029
県立富士湧水の里水族館	南都留郡忍野村忍草3098-1	0555-20-5135
西湖クニマス展示館	南都留郡富士河口湖町西湖2068	0555-82-3111

釣りをするみなさんへ

ルールとマナーを守って

楽しく釣りをしましょう！



- ☆ 他の釣り人や地元の人のも
迷惑になるようなことはやめましょう。
- ☆ 釣り針、釣り糸や空き缶などの
ゴミは持ち帰りましょう。

遊漁のしおり（令和5年12月）

編集発行 山梨県漁業協同組合連合会